

児童手当

児童手当は、令和6年10月分より下記の4点が変更となりました。

- 1 所得制限の撤廃
- 2 支給対象期間を高校生年代まで延長
- 3 多子加算（第3子以降）の増額及び算定対象の拡充
- 4 支払月が年6回（偶数月）に変更

(1) 対象と手当額（月額）

児童手当は18歳年度末までの児童が対象です。

	児童年齢	金額
手当額	0歳～3歳未満	15,000円
	3歳～高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
	0歳～高校生年代（第3子以降）	30,000円
所得制限	なし	
多子加算算定対象	22歳年度末までの子	
支給月	年6回（偶数月）	

(2) 対象となる方

児童手当の申請者は、18歳年度末までのお子さんを養育している保護者のうち、主たる生計の中心者（恒常的に所得の高い方など）です。

児童手当は申請しないと受給できません。お子さんが生まれた方や、中野区に転入された方は、新たに手続きが必要です。（公務員の方は、原則として勤務先での申請になります。）

(3) 支給について

申請月の翌月分から支給します。ただし、出生・転入による申請は、申請日が出生日・転出予定日（転出届に記載の異動日）の翌日から15日以内の場合、出生日・転出予定日の属する月の翌月分から支給します。

手当の支給日は偶数月の12日（土日祝日の場合はその前の平日）です。支払月の前月分までをお届けの口座に振り込みます。

(4) 新規申請手続きに必要なもの ※下記ウ～キの書類等は後日提出としてご申請いただけます。

- ア 児童手当認定請求書
- イ 監護相当・生計費の負担についての確認書（アの裏面）
※対象児童の兄弟等（18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子）を養育しており、対象児童と合わせて児童数が3人以上の方はご記入ください。
- ウ 申請者名義の振込先口座が分かる通帳・キャッシュカード等
※公金の振り込めない金融機関は不可
※配偶者または受給対象児童名義の口座は不可
※公金受取口座を利用する場合は、請求書に振込先金融機関等の記載は不要です。
- エ 個人番号がわかるもの+本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）
※マイナンバーカードのみで本人確認を兼ねます。
- オ 申請者の健康保険証の写し
※各種共済組合員（私立学校教職員共済を除く）の方のみ必要です。「記号」・「番号」・「保険者番号」の各欄はマスキングしてください。
- カ 申請者及び配偶者の所得情報
各年1月1日時点で住民登録のあった自治体にマイナンバーで情報照会します。1月1日に住民登録のあった市区町村を必ずご記入ください。
- キ その他
お子さんと別居している等、ご事情により別途書類が必要となる場合があります。

(5) 対象となるお子さんが増えた方は、額改定認定請求書を提出してください。

※増額についても申請しなければ受給できません。

(6) 現況届について

児童手当の認定後毎年、支給要件を満たしているかどうかの審査を行います。一部の方は審査の際、現況届の提出が必要です。対象の方には毎年6月に送付しております。対象者等詳しくは区のホームページをご覧ください。

(7) 受給後の注意

申請した当時と状況が変更した場合、届出が必要になる場合があります。詳しくは区のホームページをご覧ください。

中野区公式ホームページ

児童手当（国制度）

はこちら→



裏面もお読みください

(8) 新規申請・額改定認定請求方法および窓口について

新たにお子様を出生された方やご転入された方

- ・電子申請・・・下記の二次元コードからご申請ください。
- ・郵送申請・・・新規申請書および額改定認定請求書は区のホームページよりダウンロードが可能です。
- ・窓口申請・・・子ども総合窓口（区役所3階1番）、地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）

制度改正に伴い新たに受給資格が生じる方

※改正前の所得上限限度額以上により、児童手当（特例給付）が支給対象外の方

※高校生年代の児童のみを養育している方（中学生以下の児童を養育していない方）

- ・電子申請・・・下記の二次元コードからご申請ください。
- ・郵送申請・・・新規申請書および額改定認定請求書は区のホームページよりダウンロードが可能です
- ・窓口申請・・・子ども総合窓口（区役所3階1番）

【注意事項】

制度改正により新たに受給資格が生じる方の窓口申請は、各地域事務所では手続きできません。

↓電子申請はこちら↓



【びったりサービス】
児童手当 特例給付
認定請求書



【LoGo フォーム】
監護相当・生計費の
負担についての確認書

※対象児童の兄弟等（18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子）の入力は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の電子申請入力フォーム内にてご入力ください。

【問い合わせ先（提出）先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所3階
中野区子ども教育部子育て窓口
03-3228-5484(平日8:30~17:00)



各種手当のご案内

児童手当以外に、家庭状況により下記手当・給付金が受給できる場合があります。詳細につきましては、区のホームページをご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

●児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）・・・18歳年度末までの児童を養育している、ひとり親、または父母のいずれかに重度の障害がある家庭等

※児童扶養手当は、中度の障害のある児童の場合は20歳未満の児童まで対象

●児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当・・・20歳未満の障害のある児童を養育している家庭

●実質ひとり親家庭への子育て支援給付金・・・18歳年度末までの児童を養育している、区内在住の離婚調停中の父母

☆上記手当・給付金の申請および相談は、区役所3階1番子ども総合窓口までお越しください。（各地域事務所では手続きできません）

☆各手当・給付金には所得制限があります。また、受給要件により持参していただく書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

中野区公式ホームページ
子どもの手当・給付金



【児童手当以外の各種手当に関する問い合わせ先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所3階
中野区子ども教育部子育て支援課児童手当係
03-3228-8952(平日8:30~17:00)